

(証券コード 2292)

2021年5月10日

株 主 各 位

兵庫県西宮市鳴尾浜1丁目22番13

**エスフーズ株式会社**

代表取締役社長 村上真之助

## 第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面または本年より導入いたしましたインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、後述のご案内に沿って2021年5月24日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2021年5月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県西宮市社家町1番17号  
西宮神社会館 2階 福寿の間  
(末尾記載の「会場ご案内図」をご参照ください。)

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第55期（2020年3月1日より2021年2月28日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第55期（2020年3月1日より2021年2月28日まで）連結計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

- |       |              |
|-------|--------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件      |
| 第2号議案 | 取締役11名選任の件   |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件    |
| 第4号議案 | 監査役補欠者1名選任の件 |

以 上

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ「株主総会」欄に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sfoods.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承ください。

#### 〈新型コロナウイルス感染防止への対応について〉

感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面またはインターネットによる議決権行使をご推奨申し上げます。感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方等におかれましては、特に慎重なご判断をお願いします。

上記の推進のため、お土産の配布を中止させていただきます。また、所要時間の短縮に取り組みます。

当日は体温を測定する装置を設置し、体温の高い方や体調不良と見受けられる方には、会場への入場をお控えいただく場合がございます。

ご出席くださる株主様には、マスクの着用や、受付等設置の消毒液のご使用など、感染予防に向けたご配慮・ご協力をお願いいたします。

株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。

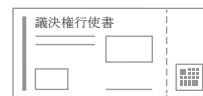
## 議決権行使方法のご案内

36頁以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下、いずれかの方法にて、是非とも議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。



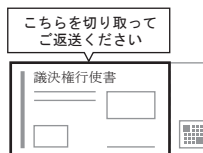
**株主総会日時** 2021年5月25日（火曜日）午前10時開催

### 当日ご出席以外の場合



#### ■ 郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。



**行使期限** 2021年5月24日（月曜日）午後5時30分必着



#### ■ インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。

▶詳細は4頁～5頁をご覧ください。

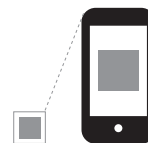
**行使期限** 2021年5月24日（月曜日）午後5時30分まで

議決権行使ウェブサイト▶<https://www.web54.net>

スマートフォンでの議決権行使はQRコードを読み取る方法をご利用ください

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使サイトにアクセスすることができます。

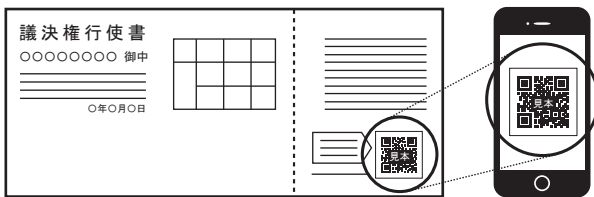
▶次頁に詳しくご紹介しています



# 「スマート行使」による議決権行使について

## ① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

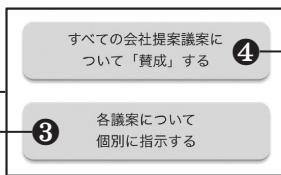


※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## ② 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

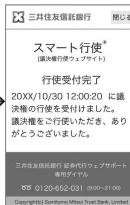


## ③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

## ④ すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

## インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にてご利用いただけます。

なお、インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

### パソコン・スマートフォンによるアクセス手順

議決権行使サイト▶

<https://www.web54.net>



バーコード読取機能付の携帯電話を利用して上記の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

※QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

※セキュリティ確保のため、システム上の制約がございます。詳細につきましては、下記のお問い合わせ先にご照会ください。

インターネットによる  
議決権行使に関する  
お問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

 0120-652-031 [受付時間 (午前9時～午後9時)]

### スマート行使・インターネットによる議決権行使についての注意事項

- インターネット（スマート行使含む）により議決権を行使された場合は、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネット（スマート行使含む）によるご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネット（スマート行使含む）によって、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主さまのご負担となります。
- パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

#### ① WEBサイトへアクセス



#### ② ログインする



#### ③ パスワードの入力



以降は画面の入力案内に従って  
賛否をご入力ください。

## 事業報告

(自 2020年3月1日)  
至 2021年2月28日)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の概況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度においては、前年度末に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、日本全体が日々の生活や社会・経済の在り方に再考を迫られる変化を経験しました。個人もさることながら、企業においても、多くがその活動を制限されたり、非常時対応を迫られたりしました。年度終盤になって、国内でのワクチン接種が始まりましたが、事態の安定化にはまだ時間がかかる見通しです。食肉業界においても、緊急事態宣言の2度にわたる発出や、GoToキャンペーンの開始や中断などで、難しい対応を迫られる一年となりました。

このような状況のもと、当社グループは、「魅力あるスタミナ食品をもって世界に貢献する」、「企業の成長発展とともに、生活・文化の向上を図る」という社是に基づき、食品の供給というエッセンシャルワークを行う事業者として、食肉商品の安定的供給と事業継続に努めました。

食肉等の製造・卸売事業においては、感染予防のための政府指導や自主規制のため、市民の日常活動や企業経営にたびたび制約がかかる中、お客様に当社の食肉製品を確実にお届けすることを主眼に諸施策を行いました。営業・製造それぞれの現場において、感染防止のための衛生管理を徹底した他、勤務体制の見直し等も行いました。また、消費者志向の変動に合わせて販売チャネルごとの営業促進を強化するとともに、巣ごもりやニューノーマルといった生活様式の変化に対応した新たな製品づくりに取り組みました。

食肉等の小売事業においては、対策本部を設置のうえ、意思決定や情報共有を円滑に図るとともに、地域の方の毎日の生活を支えるという使命のもと、お客様に安全に安心して食品をお買い物いただくことができるよう日々の店舗運営維持に努めてまいりました。

食肉等の外食事業においては、4月に入ってからの緊急事態宣言発出や11月以降の感染再拡大の影響を受け、首都圏や他の大都市圏における多くの店舗が休業や時短営業を余儀なくされる事態となり、当事業を取り巻く環境は依然として厳しい状態が続いております。今後も最優先すべきはお客様と従業員の安全との前提のもと、ソーシャルディスタンスの確保や消毒の徹底等店舗における感染予防策を徹底した上で、行政の指導等参考にしながら営業を継続していく方針です。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、販売価格が下落したことなどにより、3,274億7千9百万円(前連結会

計年度比7.0%減)、損益面につきましては、家庭需要の高まりから小売店向けの販売が好調に推移したことなどにより、営業利益は126億9百万円(前連結会計年度比17.8%増)、経常利益は129億9千万円(前連結会計年度比17.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は99億6千5百万円(前連結会計年度比53.0%増)となりました。

次に、事業セグメント別の概況につきましては、下記のとおりであります。

事業セグメントの名称	売上高(百万円)		増減率(%)
	前連結会計年度(54期)	当連結会計年度(55期)	
食肉等の製造・卸売事業	321,013	296,788	△7.5
食肉等の小売事業	21,588	24,128	11.8
食肉等の外食事業	8,044	5,179	△35.6
その他	1,325	1,383	4.4
合計	351,972	327,479	△7.0

事業セグメントの名称	セグメント利益又は損失(△)(百万円)		増減率(%)
	前連結会計年度(54期)	当連結会計年度(55期)	
食肉等の製造・卸売事業	10,631	11,964	12.5
食肉等の小売事業	1,031	1,993	93.2
食肉等の外食事業	319	△331	—
その他	△15	△63	—
調整額	△1,264	△953	—
合計	10,703	12,609	17.8

- (注) 1. 「その他」の区分は、上記の3種類のセグメントに含まれない事業セグメントであり、飲料水製造・販売事業及び冷蔵倉庫業等であります。
2. セグメント利益又は損失(△)の調整額は、セグメント間取引の消去額及び各セグメントに配分していない全社費用の合計額であります。
3. セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

② 重要な設備投資等の状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資総額は53億4百万円(リース資産を含む)で、その主なものは製造設備27億1千7百万円、農場の生産設備13億3百万円、営業所・店舗設備10億8千8百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、設備投資資金及び長期資金の安定調達を目的に、銀行等より合計33億3百万円の長期借入を行っております。

#### ④ 対処すべき課題

ウィズコロナと言われるように、今後は新型コロナウイルス感染症との共生を覚悟しなくてはならないと警鐘を鳴らす専門家も多くおり、企業活動においてもニューノーマルに対応した経営をすることが求められています。営業や経営の在り方も数年後には元に戻るというよりも、新たな形になっている可能性があります。このような環境下、食品企業としての責務を認識し、お客様に安定して食品関連サービスを提供するとともに、当社の事業を堅実に運営することで食肉業界の維持発展に寄与していきたいと考えております。

食肉等の製造・卸売事業においては、食肉原料の供給網の安定化を目指し、最上流にあたる食肉の生産・調達部門をさらに拡充していきます。現在国内および海外において食肉の調達事業を進めておりますが、長期的な戦略としてさらに強化していきます。国内販売においては、新規得意先の獲得に加えて、既存得意先へのアプローチを見直し、シェアを高めていきます。海外販売は、環境の変化を見極め、より深く各国市場への浸透を図ります。特に国産牛の輸出については、次の事業の柱として育てていく予定です。

製品事業においては、市場の動向に敏感に対応した製品の開発・販促を進めていきます。昨年来、外出や多人数での会食が制限されていることから、外食店でもテイクアウト食品を扱う店舗が増え、スーパーなどでは個食製品の品ぞろえを増やしています。また、家庭で簡単に調理できるキット商品の需要も増えています。新たなニーズに合致した製品をタイムリーに市場に送り出せる体制を整えてまいります。

食肉等の小売事業においては、引き続き既存店活性化や、不採算店閉鎖を継続しつつ、新規ディベロッパーへの出店や、新業態店舗への取り組みを進めてまいります。また、精肉小売と惣菜小売の統合をさらに進め、スケールメリットを活かしたより効率的な運営を図る予定です。

食肉等の外食業においては、新型コロナウイルスによる影響を最も被る部門であるとの認識のもと、お客様が安心してご利用できるための衛生対策・環境設備を徹底させるとともに、従来からの着実な採算重視の経営を維持していく方針です。

グループ経営の向上については、各企業の事業特性や経営手法の利点を活かしつつ、食品安全や持続可能な社会に対する要請などの社会的な経営課題に対して、横断的な管理を進めることにより、グループ全体のバランスの取れた発展を目指していきます。また、情報技術を使った経営の合理化にも取り組んでいきます。



## (2) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第52期 (2018年2月期)	第53期 (2019年2月期)	第54期 (2020年2月期)	第55期 (2021年2月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	316,411	338,781	351,972	327,479
経常利益 (百万円)	11,482	11,344	11,085	12,990
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	7,760	7,185	6,511	9,965
1株当たり当期純利益金額 (円)	252.03	226.90	205.61	314.96
総資産 (百万円)	156,649	165,062	171,071	172,394
純資産 (百万円)	86,552	86,028	86,348	94,507
1株当たり純資産額 (円)	2,551.84	2,525.65	2,528.05	2,783.08

(注) 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第54期の期首から適用しており、第53期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ヒョウチク	100百万円	100.0%	食肉輸入販売
株式会社デリフレッシュフーズ	90百万円	100.0%	食肉加工
株式会社味兆	10百万円	100.0%	食肉加工
株式会社エムアンドエム食品	60百万円	100.0%	食肉加工
大阿蘇ハム株式会社	90百万円	100.0%	食肉加工
株式会社フードリエ	400百万円	100.0%	食肉加工
FREMONT BEEF COMPANY	US\$1千(注)4	100.0%	食肉加工
AURORA PACKING COMPANY, INC.	US\$29千(注)5	100.0%	食肉加工
株式会社北海道中央牧場	105百万円	100.0%	国産豚肥育
株式会社オーエムツーネットワーク (注) 2	466百万円	53.2%	食肉小売等の子会社統括
株式会社オーエムツーミート (注) 3	13百万円	100.0%	食肉小売
株式会社焼肉の牛太 (注) 3	312百万円	100.0%	レストラン
株式会社オーエムツーダイニング (注) 3	10百万円	100.0%	レストラン

- (注) 1. 出資比率は、直接及び間接所有の合計であります。なお、比率は、自己株式を控除して計算しております。
2. 株式会社オーエムツーネットワークは、株式会社東京証券取引所JASDAQ (スタンダード) に上場しております。
3. 株式会社オーエムツーネットワークの連結子会社であります。
4. このほかに払込剰余金US\$5,999千があります。
5. このほかに払込剰余金US\$2,349千があります。
6. 各事業セグメントにおいて重要性の高い上位会社について記載しております。

#### (4) 主要な事業セグメント (2021年2月28日現在)

当社グループは、総合食肉企業集団を目指しており、構成企業は畜産、食肉関連製品の製造・加工、食肉商品の卸販売、同じく小売、そして飲食サービスまでの一貫した食肉サプライ・チェーンの機能を単一又は複合的に分担し、当社グループは包括的な戦略を立て全体を統括しながら事業活動を展開しております。したがって、当社グループは、食肉の製品・サービスを基礎とする生産・流通機能別のセグメントから構成されており、食肉生産及び食肉製品の製造並びに食肉商品の卸販売を主たる事業領域とする「食肉等の製造・卸売事業」と食肉製品・商品の一般消費者向け販売を主たる事業領域とする「食肉等の小売事業」及び肉料理の一般消費者向けサービスを主たる事業領域とする「食肉等の外食事業」の3つを主要なセグメントとしております。

#### (5) 主要な事業所 (2021年2月28日現在)

##### ① 当社

事業所	所在地	事業所	所在地
本社	兵庫県西宮市	神戸営業所	兵庫県神戸市
姫路支店	兵庫県姫路市	和歌山営業所	和歌山県和歌山市
東京支店	千葉県船橋市	岡山営業所	岡山県岡山市
札幌営業所	北海道札幌市	広島営業所	広島県広島市
仙台営業所	宮城県仙台市	徳島営業所	徳島県吉野川市
東京営業所	埼玉県八潮市	山陰営業所	鳥取県米子市
千葉営業所	千葉県船橋市	九州営業所	福岡県福岡市
横浜営業所	神奈川県横浜市	輸入食肉事業部	兵庫県西宮市
長野営業所	長野県塩尻市	西宮事務所	
静岡営業所	静岡県静岡市	輸入食肉事業部	東京都中央区
岡崎営業所	愛知県岡崎市	東京事務所	
名古屋営業所	愛知県稲沢市	国内ポーク事業部	北海道新冠郡
三重営業所	三重県津市	西宮工場	兵庫県西宮市
北陸営業所	石川県能美市	西宮第2工場	兵庫県西宮市
京滋営業所	滋賀県大津市	船橋工場	千葉県船橋市
大阪営業所	大阪府大阪市		

## ② 子会社

会社名	本社所在地	事業所
株式会社ヒョウチク	兵庫県西宮市	本社
株式会社味兆	兵庫県西宮市	本社 4工場
株式会社エムアンドエム食品	兵庫県姫路市	本社 3工場
株式会社フードリエ	大阪府高槻市	本社 9支店
FREMONT BEEF COMPANY	アメリカ合衆国 ネブラスカ州 フリモント市	本社 1工場
AURORA PACKING COMPANY, INC.	アメリカ合衆国 イリノイ州 ノースオーロラ	本社 1工場
株式会社北海道中央牧場	北海道北広島市	本社 4農場
株式会社オーエムツーネットワーク	東京都港区	本社
株式会社オーエムツーミート	東京都港区	本社 141店舗
株式会社焼肉の牛太	兵庫県姫路市	本社 31店舗
株式会社オーエムツーダイニング	東京都港区	本社 10店舗

(注) 各事業セグメントにおいて重要性の高い上位会社について記載しております。

## (6) 使用人の状況 (2021年2月28日現在)

事業セグメントの名称	使用人数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
食肉等の製造・卸売事業	1,694	7 (減)
食肉等の小売事業	415	7 (増)
食肉等の外食事業	115	1 (増)
その他の	34	6 (増)
全社共通	191	4 (増)
合計	2,449	11 (増)

- (注) 1. 使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
2. 使用人数には、臨時使用人 2,609名(期中平均雇用人数)は含まれておりません。臨時使用人には、パートタイマー及び嘱託契約の社員を含み、派遣社員を除いております。
3. 「その他」の区分は、上記の3種類のセグメントに含まれない事業セグメントであり、飲料水製造・販売事業及び冷蔵倉庫業等であります。

(7) 主要な借入先の状況 (2021年2月28日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社日本政策金融公庫	7,932 百万円
株式会社三井住友銀行	7,149 百万円
三井住友信託銀行株式会社	5,364 百万円
株式会社関西みらい銀行	2,430 百万円
株式会社山陰合同銀行	2,103 百万円

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2021年2月28日現在）

- ① 発行可能株式総数 120,000,000株
- ② 発行済株式の総数 32,267,721株（自己株式658,707株を含む。）
- ③ 株主数 4,592名（前期末比710名減少）
- ④ 上位10名の株主の状況（自己株式を除く発行済株式の総数に対する持株比率の高い株主）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
村上真之助	7,994,420	25.3%
丸紅株式会社	4,841,550	15.3%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,244,400	3.9%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	1,165,261	3.7%
有限会社ファイブエム	1,089,087	3.4%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	990,200	3.1%
JP MORGAN CHASE BANK 385632	843,500	2.7%
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036	744,837	2.4%
三井物産株式会社	705,500	2.2%
株式会社SMBC信託銀行(株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	610,000	1.9%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式数（658,707株）を控除して算出しております。
2. 株式会社SMBC信託銀行(株式会社三井住友銀行退職給付信託口)の持株数610,000株（持株比率1.9%）は、株式会社三井住友銀行が同行に委託した信託資産であり、その議決権行使の指示権は、株式会社三井住友銀行に留保されております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## (2) 新株予約権の状況（2021年2月28日現在）

該当事項はありません。

## (3) 当社の会社役員の状況

### ① 取締役及び監査役の氏名等（2021年2月28日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	村 上 真之助	
専務取締役	平 井 博 勝	営業本部長兼国内食肉事業部長兼姫路支店長
常務取締役	辻 田 昭 廣	輸入食肉事業部長
常務取締役	小 又 元 明	東京支店長
取締役	森 島 良 光	CVS事業部長兼関係会社担当
取締役	杉 本 充 史	製品事業部長
取締役	湯 浅 庸 介	管理本部長
取締役	吉 村 直 樹	経営企画室長兼経理部長
取締役	松 野 英	松野法律事務所弁護士
取締役	田 中 正 紹	
取締役	鴨 田 視寿子	弁護士法人RITA総合法律事務所代表
常勤監査役	浦 川 龍 治	
監査役	中 野 正 信	中野正信公認会計士事務所所長 モリテックスチール株式会社 社外取締役
監査役	大 塚 千 代	大塚法律事務所所長

- (注) 1. 取締役松野英氏、田中正紹氏及び鴨田視寿子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役全員は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役松野英氏、鴨田視寿子氏、監査役浦川龍治氏、中野正信氏及び大塚千代氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役浦川龍治氏は、37年間の金融機関勤務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役中野正信氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の総額
取 締 役	11名	184百万円
監 査 役	3名	12百万円
合 計	14名	197百万円

(注)報酬等の総額には、当社の社外取締役を除く取締役に対する、譲渡制限付株式報酬18百万円が含まれております。

③ 社外役員に関する事項

- i 他の法人等の重要な兼職の状況及び兼職先と当社との関係
- ・取締役鴨田視寿子氏は、弁護士法人RITA総合法律事務所の代表社員であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役中野正信氏は、中野正信公認会計士事務所の所長であり、モリテックスチール株式会社の社外取締役であります。当社とこれらの事務所・会社との間にはいずれも特別の関係はありません。

ii 社外役員の主な活動

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	松 野 英	当事業年度中に開催された取締役会13回の全てに出席しております。取締役会においては主に弁護士として専門的見地から必要に応じ議案審議に関して発言を行っております。
取 締 役	田 中 正 紹	当事業年度中に開催された取締役会13回のうち11回に出席しております。取締役会においては主に企業実務における豊富な経験から議案審議等について適宜発言を行っております。
取 締 役	鴨 田 視 寿 子	当事業年度中に開催された取締役会13回のうち12回に出席しております。取締役会においては主に弁護士として専門的見地から必要に応じ議案審議に関して発言を行っております。

区分	氏名	主な活動状況
監査役	浦川 龍治	当事業年度中に開催された取締役会13回及び監査役会15回の全てに出席しております。取締役会においては主に財務・会計に関する高い見識から必要に応じ議案審議に関して発言を行い、また監査役会においては進行役を務めております。
監査役	中野 正信	当事業年度中に開催された取締役会13回及び監査役会15回の全てに出席しております。取締役会においては主に公認会計士としての専門的見地から必要に応じ議案審議に関して発言を行い、また監査役会においても監査業務全般に関し発言を行っております。
監査役	大塚 千代	当事業年度中に開催された取締役会13回及び監査役会15回の全てに出席しております。取締役会においては主に弁護士として専門的見地から必要に応じ議案審議に関して発言を行い、また監査役会においても法令順守体制ほか法務全般に関し発言を行っております。

iii 社外役員の報酬等の総額

社外役員（6名）の報酬等の総額は、24百万円であります。



#### (4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

#### ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                     |       |
|-------------------------------------|-------|
| i 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額            | 50百万円 |
| ii 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 74百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、iの金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社子会社株式会社オーエムツーネットワーク及びその子会社については、有限責任 あずさ監査法人が会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査を行っております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項に定める同意を行っております。

#### ③ 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性及び審査体制その他の会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを特に考慮し、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### ①業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を次のとおり決議しております。

#### 1. 職務執行の基本方針

当社は、以下の社是と社訓から構成される経営理念を掲げ、この経営理念が経営者から全ての企業構成員（役員・正社員からアルバイトまで、企業に携わる全ての人々）に至るまで、職務を執行するにあたっての基本方針としている。

#### 【経営理念】

##### (社 是)

おいしさと健康を愛する魅力あるスタミナ食品をもって世界に貢献する。

我々は、真のやりがいを感じ、企業の成長・発展とともに生活・文化の向上を図る。

##### (社 訓)

1. お客様を愛する
1. 商品を愛する
1. 会社を愛する
1. 社員を愛する
1. 株主を愛する

#### 2. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、経営理念（社是、社訓）に則った「エスフーズ行動憲章」を定める。事業活動全般における法令・法規の遵守及び公明正大な行動の確保が基本原則である旨の経営トップのメッセージを全ての役員及び従業員に徹底する。
- ・「法令順守委員会」を通じ、グループコンプライアンス体制の確立、法令順守マニュアルの点検と見直し及びコンプライアンスに関する指導・助言を行う。
- ・内部牽制機能のひとつとして、社長直属の監査室を通じ内部監査を実施する。内部統制システムの遵守・整備状況を定期的に確認するとともに、内部監査により明らかとなった改善事項について、具体的な改善策の策定を担当部門に要請し、その後の改善進捗管理を行うなど内部統制システムの一層の充実に努める。

- ・内部通報制度としては、法令順守委員会を窓口とする「報告・連絡・相談窓口」を通じ、社員等から業務遂行に関する報告等を受ける。相談窓口は法令順守委員会以外に、ユニオン（労働組合）、顧問弁護士、職場上司の4つの窓口を設けている。
  - ・法令・定款違反等の行為が発見された場合には、法令順守マニュアルに従って、法令順守委員会に報告の上、対応に努める。
  - ・役職員の法令・定款違反等の行為については、制定の就業規則・懲戒細則により、適正に処分を行う。
3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 当社は、取締役会などの重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等その他重要な情報を、「文書管理規程」に基づき、定められた期間保存する。さらに、コンピューターシステム等の活用により、経営目的に即した情報を必要かつ十分な範囲で入手し、また社内外に伝達し得る体制を整備し社内規程等により管理する。秘密情報の保護に関しては、重要性に応じた管理責任者の明確化、守秘区分の設定、外部からの不正アクセス防止措置等を整備する。
4. 損失の危険に関する規程その他の体制
- ・コンプライアンス、品質、財務・金融、システム、環境、災害にかかるリスクの管理については、社内規程またはマニュアルに則って管理する。
  - ・既に設置済みの法令順守委員会は、リスク発生時において対応方針の具申及び原因等の調査を行う。
  - ・既に設置済みの安全衛生委員会は、職場での安全衛生体制の整備及び製品の品質保証を継続的に確保する。
  - ・有事が発生した場合には、対応方針に従い社内規程またはマニュアルに則って迅速かつ適切に対応する。
5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・業務の効率性と有効性を図る観点から、事業計画の策定をはじめとする当社及び当社グループ経営に関わる重要事項については社内規程に則り、取締役によって構成される「取締役会」（原則、月1回開催）において審議し執行決定を行う。取締役会での決定に基づく業務執行は、代表取締役社長の下、業務担当取締役、各部門長らが迅速に遂行する。あわせて内部牽制機能を確立するため、組織及び職務遂行規程等においてそれぞれの組織権限や職務遂行者の明確化、適切な業務手続を行う。
  - ・これらの業務運営状況について、監査室による内部監査を実施し、その状況を把握し、改善を図る。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
- ・関係会社管理規程に則り一層の整備を図り、グループ各社の自主性を尊重しつつ、当社における承認事項及び当社に対する報告事項等を明確にし、年次予算の策定・見直し等経営管理・財務状況全般についての定期的な会議を開催する。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・グループ全体のリスク管理は経営企画室がこれにあたり、関係会社の関連部署と連携する。
  - ・関係会社管理規程等に則り、想定されるリスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い適切に対応する。
- (3) 子会社の取締役等の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、当社企業集団のグループ各社における意思決定について、関係会社規程等に則り、関係会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。
- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社企業集団のグループ各社にコンプライアンス責任者を置き、法令順守委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括する。
  - ・グループ各社における内部統制システムの整備に関する指導及び支援を行う。
  - ・監査室による内部監査の範囲をグループ各社を含めたものとし、内部統制システムの遵守・整備状況を定期的に確認し、グループ各社における法令・定款違反を未然に防止するとともに、発見された問題への対策を適時適切に講じる。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
  - ・現在、監査役を補助すべき使用人は置いていないが、必要に応じ監査室に所属する使用人がその職務を補助する。
  - ・当該使用人は、内部監査部門である監査室とは独立した立場で、直接監査役の指揮命令下で業務を行う。
  
8. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ・補助すべき使用人は監査役から直接指示命令を受け、直接報告するものとし、監査役以外からの指揮命令は受けないものとする。また、監査室に所属する使用人の人事異動等は監査役の同意を必要とする。
  - ・取締役及び使用人は、不当な制約を行うことなく、補助すべき使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
  - ・補助すべき使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。
  
9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - ・監査室責任者は、重要な会議及び委員会での決議事項の報告、監査室が実施した内部監査結果の報告、内部通報制度への通報内容の報告を監査役に行う体制とする。
  - ・監査役は、取締役会等重要な会議に出席するとともに、重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとする。
  - ・取締役及び使用人は法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役及び監査役会に報告する。
  
10. 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが、監査役に報告するための体制
  - ・関係会社管理規程及び関係会社において定める諸規程に則り、関係会社の取締役、監査役及び使用人等に対し、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は、関係会社を管理する当社経営企画室を通して、当社監査役に報告することを義務付ける。

11. 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ・ 監査役は、取締役又は使用人等から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わない。
  - ・ 監査役は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。
  - ・ 法令順守マニュアルにおいて、従業員が、監査役への報告又は内部通報窓口への通報により、人事評価において不利な取扱いを受けることがなく、また懲戒その他の不利益処分の対象となることがないことを明示的に定める。
12. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - ・ 監査役が職務執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をした時は、当該監査役又は監査役会の職務執行に必要なでないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・ 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため定期的な会合をもつ。
  - ・ 監査役は、会計監査人又は内部監査部門から監査内容についての説明を受けるとともに、情報交換等を行い連携を図る。
  - ・ 取締役及び使用人は、監査役の監査に必要な活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
  - ・ 監査役は、監査の実施にあたり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。
14. 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - ・ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を策定し、この基本方針書及び関連規程等に則り、内部統制システムの整備・運用及び評価を行う。
15. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況のための体制
  - ・ コンプライアンスマニュアルに基づき反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断すると定め、周知徹底を図る。

## ②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記基本方針に掲げた体制の整備に努めております。当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 取締役会は13回開催され、ほぼ全回に全取締役並びに全監査役が出席しております。他に取締役会決議があったとみなす書面決議が4回ありました。
2. 監査役会は15回開催され、全回に全監査役が出席しており、うち3回には会計監査人も出席して情報交換を図っております。また常勤監査役は、監査役会以外に3回会計監査人からの報告会合の機会を持ち、情報交換を図っております。
3. 内部監査部門は定期的に監査役会にて、監査状況の報告を行い情報交換を図っております。
4. 新入社員研修、営業マン基本研修等でコンプライアンス研修を行っております。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

## 連結貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>102,409</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>48,568</b>
現金及び預金	40,284	支払手形及び買掛金	24,032
受取手形及び売掛金	32,754	短期借入金	7,825
商品及び製品	20,286	1年内返済予定の長期借入金	4,445
仕掛品	1,630	1年内償還予定の社債	100
原材料及び貯蔵品	3,965	未払金	3,337
その他	3,550	未払法人税等	3,578
貸倒引当金	△61	賞与引当金	1,023
<b>固 定 資 産</b>	<b>69,984</b>	その他	4,225
<b>有形固定資産</b>	<b>52,391</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>29,319</b>
建物及び構築物	29,575	社 債	550
機械装置及び運搬具	8,902	長期借入金	24,052
工具、器具及び備品	1,241	繰延税金負債	1,744
土地	15,152	役員退職慰労引当金	220
その他	681	退職給付に係る負債	1,928
減損損失累計額	△3,162	資産除去債務	394
<b>無形固定資産</b>	<b>637</b>	その他	429
のれん	100	<b>負 債 合 計</b>	<b>77,887</b>
その他	537	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>16,955</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>85,412</b>
投資有価証券	13,220	資 本 金	4,298
退職給付に係る資産	118	資 本 剰 余 金	18,723
繰延税金資産	1,702	利 益 剰 余 金	62,805
その他	2,120	自 己 株 式	△414
貸倒引当金	△206	その他の包括利益累計額	2,557
<b>資 産 合 計</b>	<b>172,394</b>	その他有価証券評価差額金	2,826
		繰延ヘッジ損益	△3
		為替換算調整勘定	△281
		退職給付に係る調整累計額	15
		<b>非支配株主持分</b>	<b>6,536</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>94,507</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>172,394</b>



# 連結損益計算書

(自 2020年3月1日)  
(至 2021年2月28日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		327,479
売上原価		276,895
売上総利益		50,583
販売費及び一般管理費		37,974
営業利益		12,609
営業外収益		
受取利息及び配当金	308	
持分法による投資利益	16	
受取家の賃他	133	
その他	547	1,006
営業外費用		
支払利息	265	
アレンジメントフィー	106	
その他	253	625
特別利益		12,990
固定資産売却益	4,069	
投資有価証券売却益	36	
補助金収入	734	
受取保険金	80	
受取補償金	3	4,923
特別損失		
固定資産処分損失	227	
店舗閉鎖損失	43	
店舗休止等損失	216	
減損損失	1,408	
固定資産圧縮損失	562	
投資有価証券評価損	40	2,498
税金等調整前当期純利益		15,414
法人税、住民税及び事業税	5,642	
法人税等調整額	△511	5,131
当期純利益		10,283
非支配株主に帰属する当期純利益		318
親会社株主に帰属する当期純利益		9,965

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2020年3月1日)  
(至 2021年2月28日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,298	18,707	54,801	△418	77,389
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△1,961		△1,961
親会社株主に帰属する当期純利益			9,965		9,965
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		13		5	18
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		2			2
株主資本以外の項目 の当連結会計年度中 の変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	15	8,003	4	8,023
当 期 末 残 高	4,298	18,723	62,805	△414	85,412

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純 資 産 計 合
	その他有価証券評価差額金	繰 延 ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額 合		
当 期 首 残 高	2,414	△11	299	△29	2,673	6,286	86,348
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△1,961
親会社株主に帰属する当期純利益							9,965
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							18
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							2
株主資本以外の項目 の当連結会計年度中 の変動額（純額）	412	8	△581	44	△115	250	134
当 期 変 動 額 合 計	412	8	△581	44	△115	250	8,158
当 期 末 残 高	2,826	△3	△281	15	2,557	6,536	94,507

# 貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>61,864</b>	<b>流動負債</b>	<b>26,478</b>
現金及び預金	17,164	買掛金	18,383
受取手形	95	1年内返済予定の長期借入金	2,466
売掛金	23,597	リース債務	10
商品及び製品	17,050	未払金	1,754
仕掛品	33	未払費用	347
原材料	465	未払法人税等	1,410
前渡金	37	預り金	523
前払費用	35	賞与引当金	612
その他の引当金	3,443	その他	968
	△60	<b>固定負債</b>	<b>11,962</b>
<b>固定資産</b>	<b>41,687</b>	社債	550
<b>有形固定資産</b>	<b>25,422</b>	長期借入金	10,776
建物	12,281	リース債務	7
構築物	617	退職給付引当金	446
機械及び装置	3,081	資産除去債務	53
車輛運搬具	75	その他	127
工具、器具及び備品	356	<b>負債合計</b>	<b>38,440</b>
土地	8,879	<b>純資産の部</b>	
リース資産	16	<b>株主資本</b>	<b>63,875</b>
建設仮勘定	114	資本金	4,298
<b>無形固定資産</b>	<b>298</b>	資本剰余金	18,735
ソフトウェア	185	資本準備金	11,881
その他	113	その他資本剰余金	6,853
<b>投資その他の資産</b>	<b>15,966</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>41,255</b>
投資有価証券	3,597	利益準備金	590
関係会社株式	11,311	その他利益剰余金	40,665
長期貸付金	52	圧縮記帳積立金	231
破産更生債権等	13	別途積立金	8,000
長期前払費用	36	繰越利益剰余金	32,434
繰延税金資産	882	<b>自己株式</b>	<b>△414</b>
その他	254	評価・換算差額等	1,235
貸倒引当金	△182	その他有価証券評価差額金	1,234
		繰延ヘッジ損益	0
<b>資産合計</b>	<b>103,551</b>	<b>純資産合計</b>	<b>65,110</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>103,551</b>

# 損 益 計 算 書

(自 2020年3月1日)  
(至 2021年2月28日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		217,182
売 上 原 価		197,461
売 上 総 利 益		19,721
販売費及び一般管理費		13,511
営 業 利 益		6,209
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	434	
受取の家賃	661	
その他	230	1,326
営 業 外 費 用		
支払利息	80	
貸出原価	628	
その他	93	802
経 常 利 益		6,734
特 別 利 益		
固定資産売却益	695	
補助金収入	445	1,141
特 別 損 失		
固定資産処分損	73	
関係会社株式評価損	396	
投資有価証券評価損	40	
固定資産圧縮損	417	928
税引前当期純利益		6,947
法人税、住民税及び事業税	2,316	
法人税等調整額	△213	2,103
当期純利益		4,843

## 株主資本等変動計算書

(自 2020年3月1日)  
(至 2021年2月28日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資本金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	4,298	11,881	6,840	18,722
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			13	13
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	13	13
当 期 末 残 高	4,298	11,881	6,853	18,735

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	利 益 準備金	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		その他利益剰余金			利益剰余 金 合 計		
		圧縮記帳 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	590	231	8,000	29,552	38,373	△418	60,975
当 期 変 動 額							
剰余金の配当				△1,961	△1,961		△1,961
当期純利益				4,843	4,843		4,843
自己株式の取得						△0	△0
自己株式の処分						5	18
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	2,882	2,882	4	2,899
当 期 末 残 高	590	231	8,000	32,434	41,255	△414	63,875

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計	
当 期 首 残 高	1,652	0	1,652	62,628
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△1,961
当期純利益				4,843
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				18
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	△417	0	△417	△417
当 期 変 動 額 合 計	△417	0	△417	2,482
当 期 末 残 高	1,234	0	1,235	65,110

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年4月16日

エスフーズ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安 井 康 二 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 溝 静 太 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エスフーズ株式会社の2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エスフーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年4月16日

エスフーズ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安井 康 二 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 溝 静 太 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エスフーズ株式会社の2020年3月1日から2021年2月28日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月19日

エスフーズ株式会社 監査役会

常勤監査役 浦川 龍 治 ㊞

監 査 役 中 野 正 信 ㊞

監 査 役 大 塚 千 代 ㊞

(注) 監査役全員は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

##### 期末配当に関する事項

当社は、創業以来一貫して株主の皆様の利益を最も重要な課題と位置付け、安定的な利益還元を継続して実施することを基本方針としております。この方針のもと、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当期末における株主に対して、当社普通株式1株につき32円（配当総額1,011,488,448円）といたしたいと存じます。これにより、中間配当金（1株につき32円）と合わせまして、年間配当金は1株につき64円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年5月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（11名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1.	むら かみ しんのすけ 村上 真之助 (1957年3月2日生)	1975年4月 村上畜産就業 1981年6月 株式会社エムアンドエム食品設立 代表取締役就任 1982年12月 株式会社ムラチク設立 代表取締役社長就任 2004年9月 当社代表取締役副社長食肉本部長に就任 2006年3月 当社代表取締役社長営業本部長に就任 2010年3月 当社代表取締役社長に就任 現在に至る	7,994,420株
2.	ひら い ひろ かつ 平井 博勝 (1961年10月25日生)	1982年12月 株式会社ムラチク入社 2003年8月 株式会社ムラチク取締役本社営業部長に就任 2004年9月 当社取締役に就任 2008年3月 当社常務取締役営業本部長補佐兼国内食肉事業部長兼姫路支店長に就任 2018年6月 当社専務取締役営業本部長兼国内食肉事業部長兼姫路支店長に就任 現在に至る	7,717株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3.	つじ た あき ひろ 辻 田 昭 廣 (1966年11月30日生)	1990年3月 当社入社 2003年3月 当社執行役員食肉事業部長 に就任 2004年5月 当社取締役執行役員食肉事 業部長に就任 2018年6月 当社常務取締役輸入食肉事 業部長に就任 現在に至る	6,569株
4.	こ また もと あき 小 又 元 明 (1959年7月7日生)	1995年5月 株式会社ムラチク入社 2005年3月 当社食肉本部・部長兼船橋 営業所長に就任 2007年3月 当社執行役員関東営業部長 に就任 2012年5月 当社取締役関東営業部長兼 東京支店長に就任 2018年6月 当社常務取締役東京支店長 に就任 現在に至る	24,100株
5.	もり しま よし みつ 森 島 良 光 (1959年5月23日生)	1982年3月 当社入社 2001年3月 当社執行役員製品統轄部長 に就任 2004年5月 当社取締役執行役員製品事 業部長に就任 2012年3月 当社取締役C V S 事業部長 兼関係会社担当に就任 現在に至る	7,380株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6.	すぎもと みつ ふみ 杉本 充史 (1963年4月22日生)	1987年4月 当社入社 2007年3月 当社執行役員生肉加工品部長に就任 2010年5月 当社取締役製品事業部長に就任 現在に至る	4,453株
7.	ゆ あさ よう すけ 湯浅 庸介 (1961年1月14日生)	1983年4月 丸紅株式会社入社 2012年4月 丸紅欧州会社CFOに就任 2014年4月 丸紅株式会社財務部長に就任 2017年4月 当社入社管理本部参与に就任 2017年5月 当社取締役管理本部副本部長に就任 2018年3月 当社取締役管理本部長に就任 現在に至る	1,900株
8.	よし むら なお き 吉村 直樹 (1966年10月22日生)	1989年4月 当社入社 2015年3月 当社執行役員経営企画室長兼経理部長に就任 2019年5月 当社取締役経営企画室長兼経理部長に就任 現在に至る	4,553株
9.	まつ の まさる 松野 英 (1973年5月1日生)	2007年12月 弁護士登録 2014年9月 西宮市役所前法律事務所開設(現 松野法律事務所) (現任) 2016年5月 当社取締役に就任 現在に至る	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
10.	かも だ し す こ 鴨田 視寿子 (1980年1月4日生)	2008年12月 弁護士登録 2018年6月 弁護士法人RITA総合法律事務所を開設 代表に就任(現任) 2019年5月 当社取締役役に就任 現在に至る	1,100株
11.	さ とう えい き 佐藤 栄起 (1990年6月12日生)	2013年4月 有限責任あずさ監査法人入所 2016年8月 公認会計士登録 2018年8月 有限責任あずさ監査法人退所 2018年9月 佐藤栄起公認会計士事務所を開設 所長に就任(現任) 現在に至る	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 松野英氏、鴨田視寿子氏及び佐藤栄起氏は、社外取締役候補者であり、社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は夫々次のとおりであります。
- 松野英氏は、弁護士としての高度な専門知識を有しており、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で経営参画していただけるものと考えております。また、同氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年であります。
- 鴨田視寿子氏は、弁護士としての高度な専門知識を有しており、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で経営参画していただけるものと考えております。また、同氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。
- 佐藤栄起氏は、公認会計士としての高度な専門知識を有しており、財務会計分野を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で経営参画していただけるものと考えております。
3. 松野英氏及び鴨田視寿子氏は、当社との間には特別な利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、当社が上場する金融商品取引所に、独立役員として届け出ており、再任が承認された場合は、引き続き両氏を独立役員として届け出る予定です。佐藤栄起氏は、当社との間には特別な利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、選任が承認された場合は、独立役員として届け出る予定です。



### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1.	やす おか のぶ ゆき 安岡 信幸 (1954年4月28日生)	1977年4月 丸紅株式会社入社 2009年4月 丸紅株式会社貿易管理部長に就任 2010年4月 当社入社 経営管理本部参与に就任 2010年5月 当社常務取締役経営管理本部長補佐に就任 2010年9月 当社常務取締役管理本部長に就任 2018年5月 当社参与東京駐在（現任） 現在に至る	5,800株
2.	うら かわ たつ じ 浦川 龍治 (1952年5月23日生)	1976年4月 株式会社太陽神戸銀行入行（現 株式会社三井住友銀行） 1999年3月 株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）甲東支店支店長 2001年4月 株式会社三井住友銀行灘支店支店長 2002年10月 播州信用金庫出向 2003年12月 播州信用金庫入庫 2013年5月 当社常勤監査役に就任 現在に至る	1,100株

候補者 番 号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3.	おお つか ち よ 大 塚 千 代 (1971年 8 月 29日生)	2006年10月 弁護士登録 2006年10月 大阪船場法律事務所勤務 2009年 2 月 大塚法律事務所勤務 2013年 5 月 当社監査役に就任 2020年10月 大塚法律事務所所長に就任 ( 現 任 ) 現在に至る	2,000株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 安岡信幸氏を新任監査役候補者とした理由は次のとおりであります。同氏は、丸紅株式会社及び当社管理本部における豊富な経験と専門知識（財務）が当社のコーポレート・ガバナンスの一層の充実に有用と判断しております。
3. 浦川龍治氏及び大塚千代氏は社外監査役候補者であり、社外監査役候補者とした理由は次のとおりであります。  
浦川龍治氏の企業活動に対する豊富な経験と専門知識（財務）が、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の充実に有用と判断しております。また、同氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。  
大塚千代氏は、弁護士としての資格を有しており、高度な専門知識を生かしたアドバイスをいただけるものと考えております。また、同氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。
4. 浦川龍治氏及び大塚千代氏は、当社との間には特別な利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、当社が上場する金融商品取引所に、独立役員として届け出ており、再任が承認された場合は、引き続き両氏を独立役員として届け出る予定です。

#### 第4号議案 監査役補欠者1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、監査役補欠者1名の選任をお願いするものであります。

監査役補欠者候補者は次のとおりであり、金大燐氏は非常勤監査役の補欠としての候補者であります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役補欠者候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
金大燐 <small>きん だい よう</small> (1984年7月17日生)	2009年9月 弁護士登録 2009年9月 弁護士法人淀屋橋・山上合同 入所 2017年4月 弁護士法人淀屋橋・山上合同 パートナー弁護士就任(現任) 現在に至る	一株

- (注) 1. 監査役補欠者候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 金大燐氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 金大燐氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は次のとおりであります。  
 金大燐氏は、弁護士としての資格を有しており、高度な専門知識を生かしたアドバイスをいただけるものと考えております。

**【取締役候補者、監査役候補者及び監査役補欠者候補者に関する特記事項】**

**役員等賠償責任保険契約について**

- ・ 当社は、役員等賠償責任保険(以下、「D&O保険」といいます。)契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。
- ・ 各候補者が選任され就任した場合には、いずれの候補者もD&O保険の被保険者となる予定であります。
- ・ D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

以 上





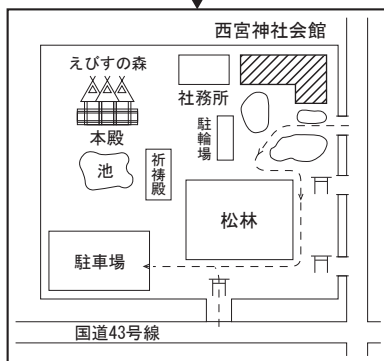
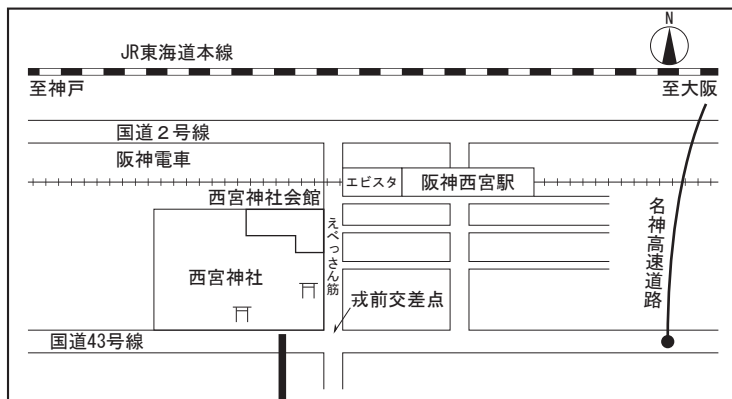
# 第55回定時株主総会会場ご案内図

会場 〒662-0974

兵庫県西宮市社家町1番17号

西宮神社会館 2階 福寿の間

電話 0798 (23) 3311



※阪神電車 西宮駅  
えびす口(南出口)  
より徒歩約5分